

令和7年度 内部監査実施状況について

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる処置
滋賀労働局全所属 (総務課他各課・室、 労働基準監督署3署 及び公共職業安定所7所(出張所を含む))	令和7年10月8日から11月18日までの間にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 ・その他 	<p>○補助者命免簿及び小切手関係について、命免日の誤りや記載誤り、受払簿等の会計帳簿関係の記載誤りがあった。また、現金出納簿について記載誤りや漏れがあった。</p> <p>○出勤簿関係において押印漏れ、年休等の表示漏れや記載誤り等があった。</p> <p>○休暇簿関係において、休暇請求に係る手順や記載方法に誤りがあった。また取得可能日数の残日数や付与日数の誤り等があった。</p> <p>○勤務時間管理関係において、警備記録及び登退庁簿等から一定時間の時間外労働を行ったと見受けられるにもかかわらず適正な処理が行われていなかった。</p> <p>○超過勤務関係において、超勤時間数の記載誤りや割増率の誤り等があり、適正な処理が行われていなかった。</p> <p>○旅費関係において、5開庁日を超えて精算請求している。</p>	<p>速やかに是正することを指示。改めて、事務処理手引等を確認した上で今後適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>速やかに是正することを指示し、所属から原因の分析及び是正状況の報告を指示。要領等に基づき、適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>速やかに是正することを指示。改めて、事務処理手引等を確認した上で今後適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>即時に是正処理を指示。所属から原因分析ならびに是正状況の報告をさせるとともに、事務処理手引きに基づき適正な処理を徹底するよう指導した。例年誤りが多い事項であるため、今後も研修等あらゆる機会において、正しい事務処理方法の指導を継続して実施する。</p> <p>速やかに是正のうえ、所属から原因の分析及び是正状況の報告を指示。要領等に基づき適正な処理を行うよう指導した。</p> <p>速やかに是正のうえ、所属から原因の分析及び是正状況の報告を指示。要領等に基づき適正な処理を行うよう指導した。</p>